

「すまい給付金」に対応

住宅保証機構が 保険法人検査実施確認書 を発行します

保険法人検査実施確認書とは？

新築住宅について、「すまい給付金」※を申請するためには、施工時等に第三者の現場検査を受け、一定の品質が確認される以下の①から③のいずれかに該当する住宅であることが必要です。

- ①住宅瑕疵担保責任保険へ加入する住宅
- ②建設住宅性能表示を利用する住宅
- ③住宅瑕疵担保責任保険法人により保険と同等の検査が実施された住宅

住宅瑕疵担保責任保険法人が、住宅瑕疵担保責任保険と同等の現場検査を実施し、保険加入住宅と同等の良質性が確保されていることが確認できた場合に発行されるのが、「保険法人検査実施確認書」です。

全国を網羅する体制で、第三者による検査を実施します。



建築基準適合判定資格者や一級建築士などの資格を持った検査員が検査を実施します。住宅瑕疵担保責任保険でのノウハウを活かし、お客様の住宅を第三者の目でしっかりチェックします。当社では、全国に約3,800名の検査員を配置しており、お客様のご希望の日に検査を実施できる体制を整えております。

申請の概要

① 申請者

- ①新築住宅を建設又は販売する事業者様
- ②新築住宅の取得を予定されるお客様

② 申請窓口

全国の建築住宅センターをはじめ、住宅保証機構の保険取次店（指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関等）で申請を受け付けております。

ご利用されている最寄りの機関にてご確認ください。窓口は、ホームページ（<http://www.mamoris.jp/>）にて検索が可能です。

③ 対象住宅

- ①新築住宅（住宅瑕疵担保責任保険に加入する住宅および建設住宅性能表示を利用する住宅を除く）
新築住宅：人の居住の用に供したことの無い住宅であって、工事完了から1年以内のもの。
- ②設計施工基準に適合する住宅であること。
（設計施工基準は、ホームページにて公開しています。）

≪すまい給付金の対象住宅（抜粋）≫

- ・床面積が50㎡以上であること。
- ・併用住宅の場合、住居部分の床面積が1/2以上を占めていること。

全ての都道府県で
ご利用いただけます！



④ 検査手数料 料金例（戸建住宅）

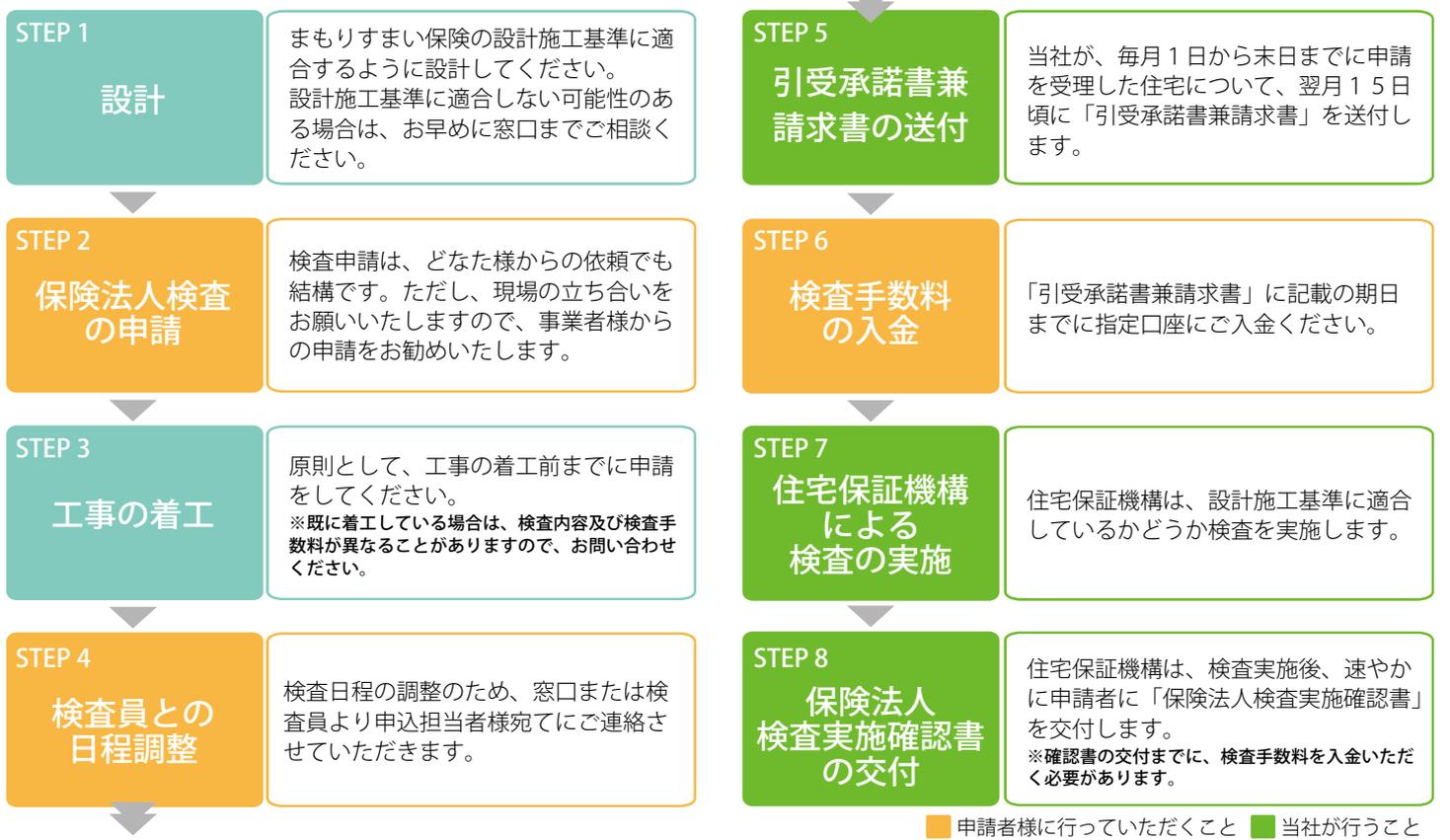
検査回数2回（3階建以下）の場合

床面積帯	料金（税込み/8%）
100㎡未満	30,710円
100㎡以上 125㎡未満	33,950円
125㎡以上 150㎡未満	40,430円
150㎡以上 180㎡未満	42,750円
180㎡以上 500㎡未満	51,090円

※表に記載の無い面積帯、建物階数についてはお問い合わせください。



申請手続きの流れ ※原則として、住宅の着工前までにお申込みください。



検査の回数および実施時期

建物階数（地階を含む）	検査回数	検査時期
3階以下	2回	①基礎配筋工事完了時 ②工法（構造）種別によって定められた時期

必要な書類

（◎必須 ○該当する場合必須）

	提出書面	備考
◎	保険法人検査申請書（兼受取書）	
◎	設計図書一式	
◎	地盤調査報告書等	・計測点配置図 ・地盤調査データ ・考察（木造住宅の場合、「基礎設計のためのチェックシート」も可） 2階建て以下の戸建木造住宅において、「現地調査チェックシート」に従って行った調査の結果、すべてA判定だった場合、「現地調査チェックシート」の提出とすることができます。
○	設計施工基準第3条の確認書の写し	設計施工基準により難しい工法・仕様等の場合は、当社から設計施工基準の適用除外の手続き（設計施工基準第3条確認）を受け、申込をする際に「確認書」の写しをご提出ください。

設計図書一式

	木造住宅	木造住宅以外
①付近見取り図	◎	◎
②配置図	◎	◎
③平面図（各階）	◎	◎
④立面図	◎	◎
⑤基礎の状況に関する資料	◎	
⑥2階の状況に関する資料（3階建の場合は3階の状況に関する資料も含む）	◎	
⑦防水措置の状況に関する資料	◎	◎
⑧構造図		◎



〒105-0011 東京都港区芝公園 3-1-38 芝公園三丁目ビル
TEL.03-6435-8870 FAX.03-3432-0571

まもりす 検索 <http://www.mamoris.jp>

